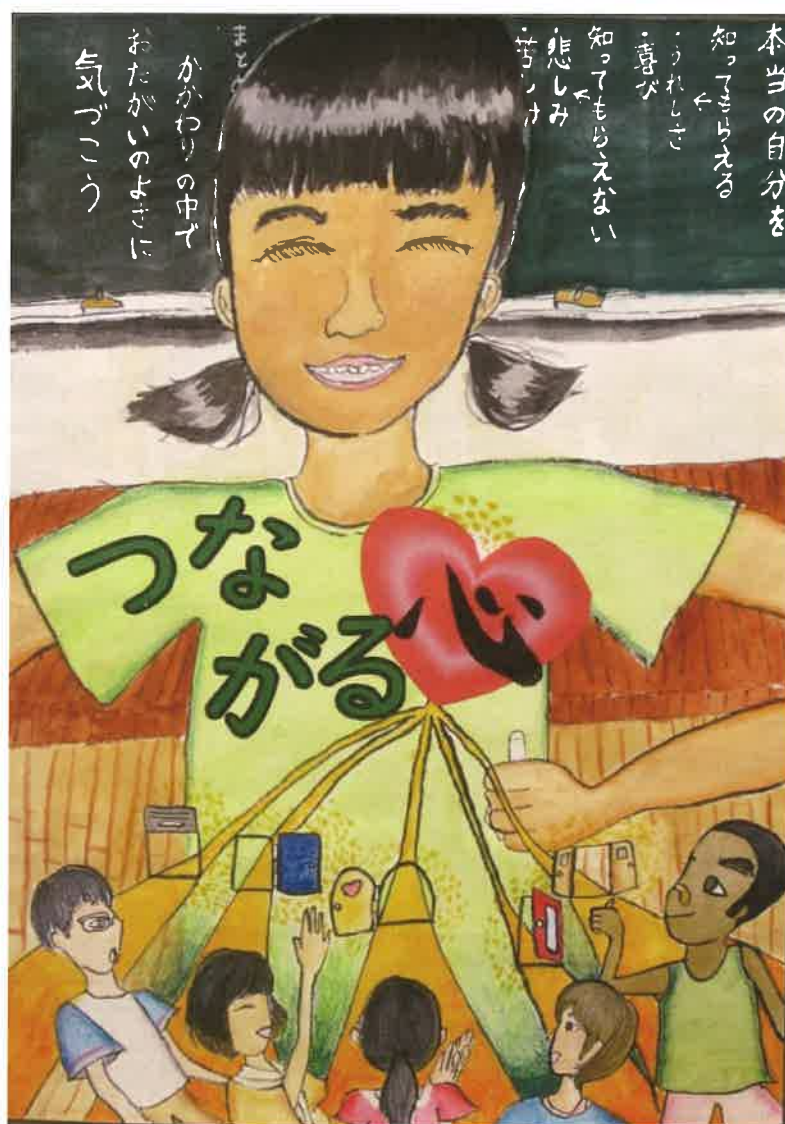


個別の人権課題に関する 指導のための基礎資料Ⅰ



平成31年3月

愛媛県教育委員会人権教育課

は じ め に

愛媛県においては、平成27年3月に「愛媛県人権施策推進基本方針」を改訂し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進した成果として、県民の人権尊重の意識は向上しつつあります。しかし、依然として子どもや高齢者、障がい者をはじめとする社会的弱者への人権侵害は、様々な形で存在しており、子どもから大人まで長期的な視点で、差別解消に向けた取組を積み重ねていく必要があります。

そこで、今年度は、多様化、複雑化する様々な人権課題に対して、適切に対応するための指導者用基礎資料を作成し、学校や地域における研修の充実が図られるよう支援したいと考え、本資料を作成しました。

内容には、愛媛県人権施策推進基本方針に示している重要課題のなかから、「性的マイノリティ」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮による拉致問題」「被災者」の四つの人権課題を取り上げました。内容を絞り込む際、平成29年度の人権・同和教育の推進に関する調査結果等を参考にし、より学校や社会のニーズに応えられる資料となるようにしました。

各章は、「基礎知識編」「実践編」「Q & A」の3項目で構成され、知っておくべき知識、指導上のポイントなどをまとめています。また、誰もが読みやすく分かりやすい資料となるよう、難解な語句や表現を避け、指導に役立つ情報を精選しました。

ぜひこの資料を、教職員研修や授業、保護者との学習会や地域での研修会等で御活用いただき、それぞれの立場で、差別解消に向けた実践に取り組んでいただきたいと願っております。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

愛媛県教育委員会

人権教育課長

目 次

はじめに

I 性的マイノリティ

【基礎知識編】

- 1 性的マイノリティとは 1
- 2 性の多様性とは 1
- 3 用語解説（性的指向、性自認、L G B T、性別違和、 1
性同一性障がい、カミングアウト、アウティング）

【実践編】

- 小学校 学級活動「みんなちがっていいんだよね」 2
- 中学校 道徳「あなたがあなたらしく生きるために」 4
- 高等学校「性の多様性を知ろう」 5
- 社会教育「自分らしく生きる」 6

【Q&A】

- Q 1 親に受け入れてもらえなかったら 7
- Q 2 相談を受けたらどう対応したらよいか 7
- Q 3 カミングアウトすべきか 8
- Q 4 社会の状況の変化 8

II インターネットによる人権侵害

【基礎知識編】

- 1 現状について 10
- 2 背景について 11
- 3 人権を守るための取組や課題 12

【実践編】

- 小学校 学級活動「ランキングで考える情報モラル」 13
- 中学校 学級活動「SNSの使い方」 14
- 高等学校「いじめストップのために」 15

【Q&A】

- Q 1 インターネットに接続できる機器について 16
- Q 2 SNSとは 16
- Q 3 匿名での書き込みも個人が特定できるのか 17
- Q 4 「なりすまし」とは 17
- Q 5 インターネット上の書き込みの削除について 18
- Q 6 「プロバイダ責任制限法」について 18

Ⅲ 北朝鮮による拉致問題

【基礎知識編】

1 拉致問題とは	19
2 人権問題としての「拉致問題」	19
3 特定失踪者家族の思い	20
4 拉致問題の主な動き（愛媛県を含む）	21

【実践編】

小学校 道徳 アニメ「めぐみ」	22
中学校 学級活動「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか！」	23
高等学校 人権作文「拉致問題解決への一歩」から	24

【Q&A】

Q1 ブルーリボンとは	26
Q2 拉致問題の解決に向けた動向	26
Q3 拉致被害者はどのくらいいるのか	26
Q4 日本政府の対応について	27
Q5 国際社会の動向	27
Q6 愛媛県における取組	27

Ⅳ 被災者

【基礎知識編】

1 災害と人権問題	28
2 避難所生活における人権上の問題点	29
3 風評による人権侵害	30

【実践編】

小学校 道徳 「代われるものなら」	32
中学校 被災地との交流	33
高等学校・社会教育「Aさんの悩みにこたえて」	34

【Q&A】

Q1 被災地の現状	36
Q2 仮設住宅について	36
Q3 福祉避難所について	37
Q4 被災者の願い	37

【表紙】 平成30年度人権尊重の意識を高めるためのポスター作品

小学校高学年の部 特選

内子町立五十崎小学校 第6学年 わけ和氣ののか

【基礎知識編】

I 性的マイノリティ

1 性的マイノリティとは？

同じ性の人を恋愛の対象とする同性愛者や、自己の性に違和感を覚える人などのことを言います。LGBTは、その代表的なものです。

セクシュアル・マイノリティや性的少数者と呼ばれることもあります。

2 性の多様性とは？

「身体の性」や「心の性」だけでなく、性的指向や性別表現などの組合せは人それぞれで、多様です。よって、自分の性別をどのように認識するかは、人によって違います。

3 用語解説

性的指向

自分の恋愛がどのような対象に向けられているのかを示す概念を言います。恋愛対象が男性なのか、女性なのか、また、性別に関わりなく対象とするのかということです。さらに、全く関心がないという人もいます。性的指向に関しては、自分で決められるものではありません。

性自認

自分の性をどのように認識しているかを言います。性別については戸籍だけでなく、「自分の性別をどのように認識するか」で判断することもあります。性はグラデーションとも言われ、「男性」や「女性」というように明確に線引きできるものではありません。よって、単純な分類で説明できるものではないと言われています。

LGBT

Lesbian	レズビアン 女性同性愛者
Gay	ゲイ 男性同性愛者
Bisexual	バイセクシャル 両性愛者
Transgender	トランスジェンダー 性別違和のある人

性的指向や性自認がはっきりしていない人や、恋愛感情や性的な欲求のない人など、様々な性の在り方があるとされています。

性別違和

身体の性別と、自分が考える性が一致しないこと。または、性に違和感のある人と言います。トランスジェンダーとも呼ばれます。

カミングアウト

より親しい人間関係を築いていくことを望んで、信頼関係をもとに、自分にとって大事なことを他人に打ち明けることを言います。

カミングアウトをするのは、とても勇気がいることです。打ち明けられた人は、信頼して伝えてくれたということを認識し、共に考える視点をもちたいものです。

ただ、カミングアウトをするかしないかは、その人の選択の自由であり、決して強制することがあってはなりません。また本来、カミングアウトしなくても、自分らしく生きることができる社会でなければなりません。

アウティング

性的マイノリティであることを本人の許可なく他人に伝えることを言います。実際に、他人に個人情報を暴露されて心に傷を負ったり、自ら死を選んだりという事案が発生しています。人の命に関わることですから、アウティングを行ってはならないのです。

性同一性障がい〔GID〕

医療機関で、体と心の性が一致しないと診断された人たちに対する医学的な診断名を「性同一性障がい」(GID)と言います。

GIDとは、Gender Identity Disorderの略です。強い性別違和のある人は、医師から「性同一性障がい」の診断を受け、ホルモン治療や性別適合手術を望む人もいます。身体はそのまま、服装や態度などで自分らしく生きようとしている人もいます。

「男らしく」とか「女らしく」という固定的で偏った考え方のために、生きづらさを感じる人もおるんよね！



【実践編】

小学校 学級活動「みんなちがっていいんだよね」

資料について

資料は、愛媛県人権啓発センター発行「みんなちがっていいんだよね」から抜粋したものです。性的マイノリティを重要な人権課題として作られました。資料②は、ゲイであるAさんの手記で、当事者の辛い思いに気づき、差別の実態から学ぶことをねらいとしています。

ねらい

性の多様性を知り、自他の個性や違いを認め、自分らしさを大切にしようとする心情を育てます。また、一人ひとりが自分らしく生きるためにできることを考え、実践しようとする態度を養います。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 資料①P 5, 6の絵を見て、気付いたことを話し合ひましょう。 ○ Aさんの手記（資料②）を読んで、Aさんの思いを考えましょう。 ○ 資料②P 1, 2, 4の絵を見て、話している人の言葉を考えましょう。 （吹き出し） ○ 誰もが自分らしく安心して暮らすために、生活を振り返り、できることを考えましょう。	・ 様々な人がいて、みんなが違うということを押さえます。 ・ Aさんの思いに触れさせ、周りの偏見が原因で人権が守られていないことに気付かせ、性の多様性や問題を正しく理解させます。 ・ 人の多様性や問題を正しく理解し、個性や違いを認めることが差別解消につながるという点について考えさせます。 ・ 吹き出しの一部を隠して絵を提示し、自分のこととして言葉を考えさせます。話し合う活動を通して、言葉や行動で伝えることが大切であることに気付かせます。 ・ 今までの人権学習と関連させ、話し合わせる活動も考えられます。差別をなくすためには、正しく理解し、違いを認め、自ら考えて行動することが必要であることを押さえます。

留意事項

4年生の保健学習「思春期の体の変化」との関連を図り、体と心の一致や変化の仕方には個人差があることや、好きになる性も多様であることを押さえておきます。「異性への関心が芽生える」等に関して固定観念をもたせないように配慮します。

出典・参考資料

- ・ 「みんなちがっていいんだよね」（愛媛県人権啓発センター）
- ・ 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（文部科学省）
- ・ 人権・同和教育だより「幸せへの道」第105号「LGBT」って？（愛媛県教育委員会）

資料①



「みんなちがっていいんだよね」P5, 6より

資料②



「みんなちがっていいんだよね」P1, 2, 4より

【参考】Aさんの手記（「みんなちがっていいんだよね」より抜粋）

自分が人と違うと気になり出したのは小学4年のころでした。男の子が男の子を好きになることを、あなたは理解できますか？私は、世間から理解されないと分かったので、絶対にばれてはならないと決めていました。両親もテレビでの反応などから理解があるようには思えませんでしたし、こんな息子のことが知れたら親は悲しみ、見捨てられるだろうと思って一人心にしまっていました。

日本でも、この愛媛にも、自分と同じ立場の人が結構たくさんいて、みんな一生懸命生きているのだと知ったとき、涙が止まりませんでした。それでも自分を受け入れるのには時間がかかりましたが、仲間と出会っていくことで人生が開け、人生のパートナーとも巡り会うことができました。

社会の偏見は大きいままです。家族に理解してもらうことも簡単ではありません。でも、変わっていくのではないかな？自分たちの世代が変えていけばいいのではないかな？と思っています。これを読んでいる皆さんにもその役割があるはずです。

中学校 道徳「あなたがあなたらしく生きるために」

資料について

中学2年生の主人公は、周囲からは女の子と認識されていますが、心の性は男性です。そのことを誰にも相談できない主人公は、女の子を演じ続けていることが辛く、孤独を深めています。元気のない主人公を気遣う友人は、味方になると言ってくれますが、その友人にも打ち明ける決心が付きません。その主人公の姿を通して、自分らしく生きられる社会について考えることができます。

資料のDVDは、地方法務局などで借りることができます。また、インターネット上で公開されています。

ねらい

性の多様性について理解を深め、性の在り方は一人ひとり違って当たり前であるという認識のもと、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくそうとする意欲と態度を育てます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 「好き」や「心」のかたちから私たちの性について考えましょう。 ○ ドラマを視聴し、自分の性に悩みを抱える主人公の気持ちを考えましょう。 ○ 誰もが自分らしく生きられる社会にしていけるためにできることを話し合ひましょう。	・ 性を「体の性」「心の性」「好きになる性」「表現する性」の4つの要素から捉えさせ、性は多様なものであることを理解させます。 ・ 性的マイノリティであることを理由に、差別をする風潮があるため、当事者の多くは、自分を受け入れられなかったり、ありのままの自分を表現できなかったりします。そのため、自分の存在を肯定的に捉えることが難しい状況があることに気付かせます。 ・ どうすれば全ての人が生きやすい社会になるかをグループで話し合わせ、その後、全体で共有させます。

留意事項

- ・ LGBT層に該当する人は8.9%、11人に1人^(※)という調査結果から考えると、学校では40人学級に3～4人いるということになります。性的マイノリティは身近な存在であり、肯定的に捉えるということを前提に学習を進めます。
- ・ 共有化の場面では、次の点を押さえます。「カミングアウトされた場合の対応の仕方」「カミングアウトの強要をしない」「アウティングをしない」「身近にいると想定する」「嘲笑^{ちやうしやう}しない」「直そうとしない」「当事者探しをしない」「多様な性を受け入れる」

※ 電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」-全国20～59歳の個人6万人対象-

出典・参考資料

- ・ 映像資料「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」
(法務省委託人権ライブラリー) ドラマ「トランスジェンダーの中学生 陽菜の場合」(約8分)
- ・ 「いろいろな性について考えよう！」(公益財団法人人権教育啓発推進センター)
- ・ 「性的マイノリティ啓発冊子みんなちがっていいんだよね」(愛媛県人権啓発センター)
- ・ 「人権・同和教育だより第105号 幸せへの道『LGBT』って？」(愛媛県教育委員会)

高等学校 「性の多様性を知ろう」

ねらい

性の多様性について理解し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を築くためにできることを考えさせます。

展開例

① 性の4つの要素（体・心・好きになる・表現）について考えます。

- L G B T等、性の多様性についての正しい知識を身に付けさせます。
- 現実には、性は「男性」と「女性」と2つに分けることができないものであり、一人ひとり異なるものであることを理解させます。

② 性に関する偏見について考えます。

- 男女の役割について固定的な観念が差別につながることを理解させます。
- 性的マイノリティの芸能人を見て、異質なもの・面白いものとして笑いものに行っていることがないか考えさせます。

③ 性的マイノリティの人の気持ちを考えます。

- 性的マイノリティの人の辛さや苦しみに触れ、考えさせます。
- 周りの理解を得られないことが、性的マイノリティの人を生きづらくさせていることに気付かせます。

④ 私たちにできることについて考えます。

- 多様性を認め合う気持ちや態度が必要であることに気付かせます。
- みんなが自分らしく生きていくために自分のできることを実践していこうとする意欲を高めさせます。
- 「あたりまえ」や「ふつう」という何気ない言葉も、人を傷付けることがあります。性的マイノリティについて考えることによって、誰もが自分らしく生きていくことのできる社会について考えさせます。

留意事項

性別の固定観念を押し付けることを避け、互いの思いや表現を尊重するとともに、周囲に当事者がいるかもしれないという意識をもって学習に臨むことが大切です。

出典・参考資料

- ・人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会）
「人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料」(平成29年3月)P.15～16、P.30～32
「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて指導者研修資料」(平成25年3月)P.27～30
- ・公益財団法人人権教育啓発推進センター
「みんなが自分らしく 性の多様性を考える 性的指向・性自認・性別表現」(平成29年3月)

社会教育 「自分らしく生きる」

ねらい

「性的マイノリティ」の問題について正しい理解や認識を深め、地域社会のなかで、誰もが「自分らしく生きる」ためにどうあるべきかを考え、人権課題の解決に向かう力を身に付けます。

展開例

- ① 研修のテーマや活動内容を確認します。
- ② 少数派を体験します。(アイスブレイク)

- 1 生活スタイルや、趣向を題材に、参加者に対して二者択一の質問（数問）をします。

例)「朝食はご飯派orパン派」、「楽しむのはスポーツor音楽」など

- 2 二者択一の少ない方が少数派であり、「マイノリティ」であることを確認します。
- 3 自分の力では変えられないことについて選択の質問をします。

例) 血液型、誕生日など

- 4 「少数である」ことは、間違っただけでもなければ、恥ずかしいことでもありません。このことから、性的マイノリティも認められるべきであることを確認します。

- ③ 性的マイノリティについて（正しい認識） … 基礎知識編参照

例)「性的マイノリティとは」「LGBTとは」「性の多様性とは」など

- ④ ワークショップ（付箋紙を活用したKJ法などを取り入れて）

<ワーク1> 性的マイノリティの皆さんが悩んでいることはどんなことでしょうか。

例) 差別発言を受ける、親に告白できない、入浴やトイレの利用 など

<ワーク2> 性的マイノリティの皆さんが必要としていること（もの）はどんなこと（もの）でしょうか。

例) 理解者を増やしたい、性の違いに関係なく個人として認めてほしい、制度や習慣を変えたい、多様で自由な服装や髪型を認めてほしい など

- ⑤ グループごとに意見をまとめ、発表し合います。（振り返り）

* 他者や他のグループの意見を聞きながら、自己の気付きや変容を感じ取る時間にします。

- ⑥ 研修のまとめ

* 地域社会の場面を事例に、実践的な行動のヒントになる話をして、研修を終えます。

留意事項

- 性的マイノリティの人が一緒に参加していて、その悩みや不安を共に解決していこうという雰囲気をつくりましょう。
- 悪口やアウティングなどの差別、制度的な問題、施設・設備の問題等があることを考慮しながら、話し合いを進めましょう。
- 性的マイノリティは総称であり、そのなかには、様々な性の在り方があり、悩みや不安は個々によって異なることを理解し、相手のありのままを受け入れることが大切であることを認識しましょう。

【Q&A】



Q 1 : 自分が性的マイノリティであることを親に打ち明けたのに、受け入れてもらえませんでした。どうすればよいのでしょうか？

A 1 : 共に学び合うことが大切です。



【解説 ～相談を受けた時～】

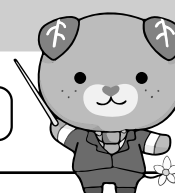
親に打ち明けることは勇気が必要です。そのうえに拒否されることは辛いことでしょう。そのような大切なことを信頼して相談してくれたその人の立場になって考え、寄り添い続ける姿勢が何よりも重要なのです。

- ① まず、決して一人ではないことを伝え、共に生きていく仲間となりましょう。その人にとって大切なのは、分かってくれる人がいることです。自分がいちばんの理解者になり、差別や偏見をなくす主体者になる努力をしましょう。
- ② 次に、同じ悩みがある人や理解し合える人は存在するので、一緒に仲間を増やしましょう。相談機関から協力者を得る方法もあります。理解し合うことで、力付けられることが多くあります。親に仲間（性的マイノリティであるか否かは問わない）を紹介したり、仲間から親の思いを聞いてもらったりすることも考えられます。
- ③ そして、本当に変わらなければならないのは、社会であり、私たち一人ひとりであることを押さえましょう。相談者にとって、親はかけがえのない大切な存在です。その気持ちを親に伝えたい一方で、親の気持ちもよく聞きたいものです。受け入れられないのは、社会に偏見や差別があるからです。子どもが差別を受けるかもしれないという不安が、親をそうさせているのかもしれませんが。偏見に縛られて、他の考え方ができないのかもしれませんが。性的マイノリティについて学んだり、仲間と出会い人とつながったりすることが、先入観や偏見から脱却できる方法だと考えます。親の会もありますが、決して当事者や親だけの問題ではありません。誰もがありのまま自分らしく生きられる社会にするためには、私たちが変わり、互いに違いを認め、偏見や差別をなくそうとする学びと行動が必要です。



Q 2 : 友人から、性的マイノリティであることについて悩み相談を受けました。どのような対応をしていけばよいですか？

A 2 : まずは、寄り添い、話をしっかりと聞くことから始めましょう。



【解説 ～相談を受けた時～】

カミングアウトはとても勇気のいることです。考えに考え抜いて「この人なら信頼できる」、「この人ならきっと受け止めてくれるはず」という人を選んで打ち明けています。打ち明けてもらったということは、あなたを信頼しているというメッセージです。まずは、真摯にその人の話に耳を傾けましょう。

そして、「話してくれてありがとう」、「何かできることはない?」、「一緒に考えよう」など、支える姿勢を伝えましょう。

話のなかで感じた疑問や気持ちを素直に伝えましょう。これまで打ち明けた範囲を確認するとともに、アウティングにつながらないよう誰に伝えていいのか悪いのか、念のため確認しておきましょう。



Q3：私は、性的マイノリティです。周囲にカミングアウトすべきなのでしょうか？

A3：無理にカミングアウトする必要はありません。



【解説】

近い存在であればあるほど、勇気が必要な行為です。まず、ただ、相手に知ってほしいだけなのか、それとも何かを変えたいのか、自分なりの考えを整理しましょう。また、アウティングという課題もあります。勝手に個人のセクシュアリティを暴露されてしまう可能性もあります。伝えたい相手に伝えたい時に伝えられるよう準備しておけばよいと思います。

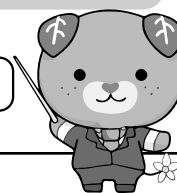
なお、学校にあっては、性的マイノリティ関連の書籍を置いたり、ポスターを掲示したり、外部の相談機関を紹介することなども、当事者にとって「相談しても大丈夫」というメッセージになります。

また、教職員等の職員研修を行うなど、この問題について相談しやすい環境を整えておくことも当事者の負担を軽くすることにつながるでしょう。



Q4：性的マイノリティをめぐる動きや取組はどうなっていますか？

A4：差別解消に向けた法律や制度の整備が進められています。



【解説】

○ 国際社会の動き

1992(平成4)年

- ・ WHO〔世界保健機関〕が「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」として精神疾患リストから同性愛を除外する。

2011(平成23)年

- ・ 国連人権理事会が性的指向と性同一性に関するものとして初めての決議を採択し、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対して強く懸念を示す。

国際連合広報センターのホームページ

(<http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/>)では、「主な活動」のなかで、LGBTについて、1990年代の初頭以来、国連の人権機構によって、人権侵害に対する懸念が繰り返し表明されてきたとしています。また、「LGBTの人々を暴力や差別から守るために、あらたに、LGBT固有の権利を創ったり、国際人権基準を確立したりする必要はありません。LGBTの人々の人権を擁護する各国の法的義務は、世界人権宣言とその後合意された国際人権条約に基づく国際人権法でしっかりと確立されているからです」とあります。更に、「最近の前進」として、多くの国々が近年、同性愛を正式に承認したり、教員やソーシャル・ワーカー等を対象とする研修プログラムを策定したりする等の取組が紹介されています。

○ 国内の動き

2002(平成14)年

- ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」に同性愛者への差別といった性的指向に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる。

2004(平成16)年

- ・ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められる。

2012(平成24)年

- ・ 「自殺総合対策大綱」で、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」とし、性的マイノリティに言及。

2015(平成27)年

- ・ 文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を出し、小・中・高等学校での具体的な対応を求める。
- ・ 東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証書を発行する制度を開始する。
- ・ 「第4次男女共同参画基本計画」で、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる。

2016(平成28)年

- ・ 文部科学省が「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成・公表。

2017(平成29)年

- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」にLGBTへの対応が盛り込まれる。

愛媛県では、「愛媛県人権施策推進基本方針」で、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進を示しており、性的マイノリティを重要課題の一つに挙げています。性的マイノリティへの認知が高まるなかで、カミングアウトして、活躍を続ける人たちもいますが、2017(平成29)年の「自殺総合対策大綱」では、旧大綱と同様に「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている」として、理解促進の取組を求めています。当事者が身近にいるという認識がない人が多く、知らないうちに傷付けたり、我慢を強いたりすることも少なくありません。他の人権課題と同様に、あらゆる場を通じて性的マイノリティについて正しく理解し、差別や偏見が解消されるよう教育や啓発に取り組む必要があります。また、同性パートナーの証書を発行する自治体がありますが、日本では法的には同性婚は認められていないため、遺産相続などで困難な状況が見られます。性的マイノリティが社会生活を送るうえで直面する様々な困難への対応が求められています。



Ⅱ インターネットによる人権侵害

1 現状について

(1) インターネットによる同和問題をはじめとする様々な人権上の問題

インターネットは、私たちのコミュニケーションの輪を広げ、暮らしを便利で豊かにしてくれます。しかし、その普及と同時に、これまで考えられなかった様々な人権上の問題点が生じてきました。

2017年の内閣府の調査によると、多くの人が次のようなことをインターネットによる人権侵害だと感じています。

- ① 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
- ② プライバシーに関する情報が掲載されること
- ③ SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること

実際にインターネットの掲示板等には、同和問題に関する差別的で誤った情報が多く書き込まれています。また、在日外国人や障がい者に関する悪質な中傷の書き込みも大きな社会問題になっています。これらの人たちへの差別感情を煽るサイトや、見聞きするに堪えないヘイトスピーチの動画等が数多く公開されています。

このような差別を助長するようなサイトが、児童生徒が容易に閲覧できる状態で公開されているという点も大きな問題といえます。

(2) 児童生徒が直面する問題

インターネットが普及するにつれ、様々な場面で児童生徒がインターネットにおける人権侵害の当事者になることが考えられます。中でも、SNSは多くの子どもたちの生活の中でなくてはならないものになりつつあります。しかし、SNS上で、特定の児童生徒を仲間外しにしたり、無責任なうわさや中傷で相手を傷付けたりといった事案が多く発生しています。

文部科学省が2018年10月に公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの件数のうちSNSなど「パソコンや携帯電話での中傷、嫌がらせ」の認知件数が、前年度から1,853件増の12,632件に上っています。

これらの問題は、教師や保護者から非常に見えにくいところで進行するため、問題が大きくなって初めて周囲が気付くという場合が多く、対応も難しくなります。また、興味本位でいわゆる出会い系サイトへ接続したことで犯罪の被害者になるといった事案も多く発生しています。

一方で、児童生徒が自分や友人の個人情報^{あお}を安易に公開してしまったり、興味本位で見たサイトの不確かな情報を信じたりして、差別を拡散する側になってしまう恐れもあります。児童生徒が被害者にも加害者にもならないようにするため、発達段階にも配慮しながら、様々な機会を活用してインターネットに関わる人権学習を推進していかなければなりません。

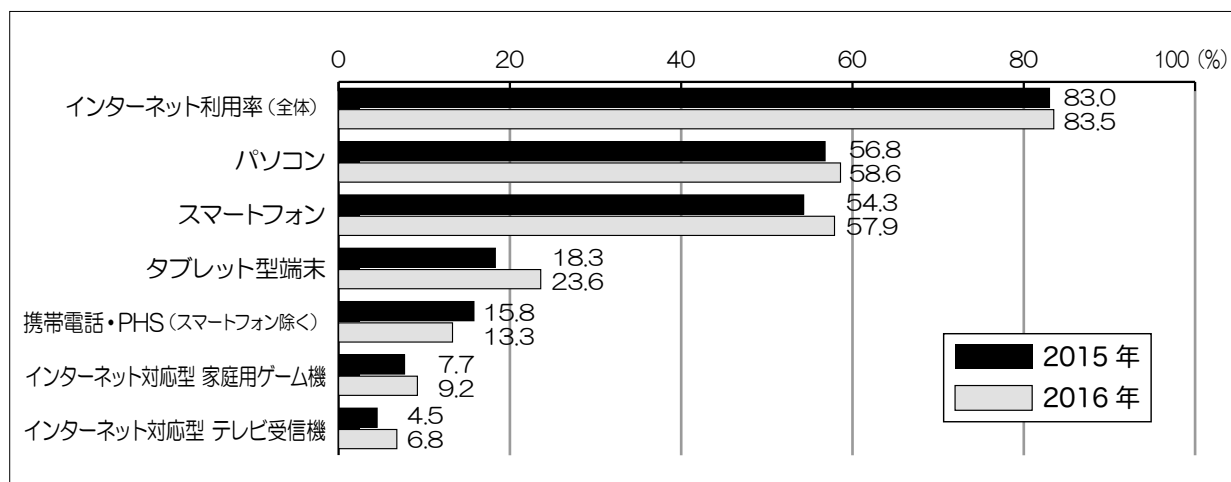
2 背景について

(1) インターネット社会の進展

2006年に8,754万人であった国内のインターネット利用者数は、2016年には1億84万人となっており、10年間で約1,330万人増加しました。また、端末別でインターネットの利用状況を見ると「パソコン」が58%、「スマートフォン」が57%、「タブレット型端末」が23%となっています。

(2) インターネット端末の多様化

インターネットに接続する端末の利用率（2015年～2016年）を見ると、スマートフォン、タブレット型端末が増加傾向にあります。また、インターネット対応型のゲーム機やテレビ受信機など、利用端末の種類は多岐にわたって存在します。



図表1 インターネット利用端末の種類 出典：「総務省 平成29年度情報通信白書」

(3) コミュニケーションツールとしてのインターネット

国内における代表的な六つのSNSのいずれかを利用している割合をみると、全体では、2016年には71.2%にまで上昇しており、スマートフォンと合わせてSNSの利用が社会に定着してきたことがうかがわれます。年代別にみると、10代と20代は以前から利用率が比較的高い傾向にありましたが、特に、20代は2016年には97.7%に達しており、スマートフォンやSNSが生活と切り離せない存在となっています。

(太字は各項目における上位2つ)

	いずれか利用	サービスA	サービスB	サービスC	サービスD	サービスE	サービスF
10代	81.4	79.3	18.6	61.4	2.9	6.4	3.6
20代	97.7	96.3	54.8	59.9	13.4	9.2	6.9
30代	92.1	90.3	51.7	30.0	9.4	9.7	4.5
40代	78.3	74.1	34.5	20.8	8.3	4.8	3.2
50代	60.8	53.8	23.5	14.2	5.8	4.2	2.7
60代	30.7	23.8	10.6	4.6	1.0	1.0	1.0

図表2 2016年代表的SNSの利用率(年代別) 参考：「総務省 平成29年度情報通信白書」

3 人権を守るための取組や課題

(1) 国や県の取組

政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を2009年から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど、対策に取り組んでいます。また、法務省の人権擁護機関では、インターネットを利用した悪質な人権侵害について、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応を行うとともに、パソコンや携帯電話からの相談を24時間受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」を開設しています。

愛媛県においても、2015年に「愛媛県人権施策推進基本方針[第二次改訂版]」を策定し、インターネットによる人権侵害を重要課題の一つに位置付け、啓発を推進しています。

2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義について「インターネットを通じて行われるものを含む」と規定しました。また、同年に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」では、国や地方公共団体は児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備することが規定されました。これを受けて学校現場では、文部科学省が作成した『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』などを参考に、対応の充実を図っています。携帯電話会社などが実施している安全教室等も活用し、スマートフォン等の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐとともに、トラブルへの対応方法についても併せて指導するようにしています。

(2) 課題

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。学校でもインターネット上のいじめが問題となっており、防止のための取組を行っていますが、教職員や保護者など大人が気付かないまま行われることが多く、その対応が課題になっています。

その他、児童生徒が利用しているスマートフォンや携帯電話におけるフィルタリングの利用率が低いこと、プロバイダ制限法が施行されてはいるものの、差別的な書き込みがあっても、現在の法制度では削除が困難な場合があること、インターネットによる人権侵害に対する相談窓口が十分周知されていないことなどが課題としてあげられます。

【実践編】

小学校 学級活動「ランキングで考える情報モラル」

内容について

インターネットを利用するときに大切だと思うことを考え、学級で話し合うことを通じて情報モラルについて理解を深めます。ここでは、情報モラルの大切さを学ぶため、優先順位を考えるピラミッドランキングを取り入れます。

ねらい

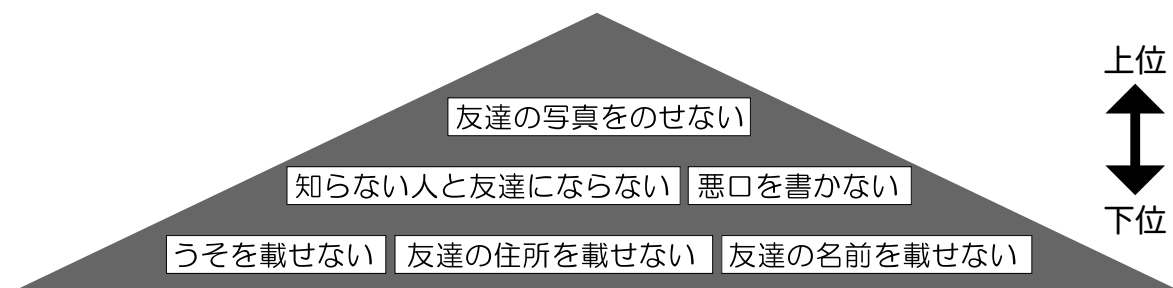
インターネットを利用するときに、配慮すべき人権上の問題に気づき、自己も他者も大切にしようとする人権尊重の心情や態度、技能を育てるとともに、保護者への啓発を図ります。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ インターネットを利用するときに、大切だと思うことを 1 位から 6 位までのランキングにしましょう。 ○ 自分のランキングを、グループ内で紹介しましょう。（グループ活動） ○ 話し合っただけ気付いたことを発表しましょう。 ○ この時間に話し合ったことを振り返りましょう。	・ ランキングが難しい児童には、上位だけでも考えさせます。（カードは教師が提示し、実態によりカード数は増減可） ・ 相手の意見を批判せず、尊重する態度で話し合わせます。 ・ 今後のインターネット利用について、自分の考えを自由な雰囲気の中で発表させます。

留意事項

- ・ 項目やランキングの一例（実態に応じて内容は柔軟に）



ほかにも、「友達の電話番号を載せない」「いじめに誘わない」「うわさ話を信じない」などの項目が考えられます。

- ・ 被害者にならないように気を付けることはもちろん、自分が加害者になってしまう可能性についても気付かせます。
- ・ 学級通信等を用い、保護者への啓発資料としても活用します。

中学校 学級活動「SNSの使い方」

資料について

インターネット上のトラブルについて、いくつかの解決方法を出し合い、その中からより良いものを選ぶことで問題の解決を図る学習です。資料は、トラブルに巻き込まれた後輩から相談を受けるという状況設定をアニメーションで提示しており、生徒が自らの生活体験と重ね合わせながら考えることができます。また、相手に寄り添ったアドバイスは、問題の解決に向けた実践力につながります。

ねらい

インターネット上のトラブルの解決方法を考えることで、当事者意識をもたせ、相手の立場に立って分かりやすく問題を解決する方法を身に付けさせます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ SNSなどを利用して、失敗した経験はないですか。	・ SNSを使用していない生徒にも配慮をして振り返らせます。
○ 「後輩からの相談」を見て、それぞれ登場人物が提案した意見について話し合しましょう。	・ いくつかの解決方法を出し、それぞれの良さや問題点を話し合わせます。
○ 提案意見から話し合い、二人へのアドバイスを考えて発表しましょう。	・ 困っている後輩の気持ちに寄り添い、問題解決の方法を提案することで、当事者意識をもたせます。

留意事項

それぞれのケースにおいて最良だと考えられる解決方法を見付け出すために、多くの人と話し合わせたり、他の人の考えを参考にさせたりし、次のポイントを指導します。

- ① 提案された意見についてより良い解決方法を考える。
- ② 他に適切な解決方法がないか考える。
- ③ 後輩の立場になって具体的で分かりやすいアドバイスをする。

出典・参考資料

- ・ 「ネット社会の歩き方」（一般財団法人 日本教育情報化振興会）
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/> 〈動画・指導案の詳細・ワークシート等を記載〉

高等学校 「いじめストップのために」

資料について

この資料は、県内の高校生が制作した啓発番組です。友人の二人が、SNS上で互いに悪口を書き込まれたと思い込み、トラブルになります。しかし、二人とも書き込みはしていません。やがて、それが「なりすまし投稿」であることが分かります。

ねらい

SNSや掲示板等のサイトに、友人や架空の人物になりすまして投稿したり、コメントを書き込んだりする行為によって、被害者がどのような気持ちになるかを考えさせ、インターネットを介したいじめの問題点を確認し、防ぎ方を理解させます。

展開例

① マヤ、フミの立場になって考え、それぞれの気持ちを考えます。

○ 誰がなりすましたのかが分からないため、疑心暗鬼になってしまったことに気付かせます。

② どうして、このトラブルが起こったのか、また、どのようにすれば防ぐことができたのかについて考えます。

○ 直接会って伝えるなど、コミュニケーションが大切なことを理解させます。

③ 「なりすまし投稿」など、インターネットを介したいじめの問題を確認します。

○ 悪質な誹謗中傷は、相手を傷付けるだけでなく、事件に発展する場合もあることを理解させます。

留意事項

- ・ 事例の紹介のみに終わると、現実と同じようなことが起こってしまうことも考えられます。知的理解にとどまってしまうことがないよう、被害者の辛い気持ちに寄り添って考えさせるなど留意します。
- ・ 正しいインターネットの利用方法や、トラブルへの対応方法についても併せて指導します。
- ・ 事前に番組を視聴しておくなどして、生徒の話し合いや意見発表の時間が十分に確保されるようにします。

出典・参考資料

- ・ 啓発番組「ストップ、いじめ」（制作：愛媛県立今治西高等学校）
平成28年度いじめSTOP愛顔の子どもフォーラムCD・DVD教材セット
（制作・著作：愛媛県教育委員会）



Q1：インターネットに接続できる機器には、どんなものがありますか？

A1：代表的なものはパソコン、スマートフォンといった機器ですが、実は携帯ゲーム機など、他にもたくさんあります。



【解説】

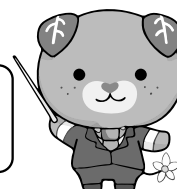
インターネットの利用というと、パソコンやスマートフォンといった機器を思い浮かべます。しかし、子どもたちが遊んでいる携帯ゲーム機、家庭用のゲーム機、また、音楽プレイヤー、テレビ等にも通信機能をもったものがたくさんあります。そして、街中には、駅や飲食店など、こうした機器が簡単にインターネットにつながる無料Wi-Fiを設置している施設も多くあります。

このように、子どもたちの周囲にはインターネットにつながる環境が身近にあります。ゲーム機などは購入時にフィルタリングを義務付けていないので、子どもたちが有害サイトの閲覧をしてしまう危険もあります。また、近年、エアコンや照明器具などの様々な家電をインターネットにつなげて情報のやり取りをする仕組みが進んでいます。便利さの一方で、個人情報流出するリスクに対しても気を付けておく必要があるといえるでしょう。



Q2：SNSとは何ですか？

A2：インターネット上における社会的なコミュニケーションの会員制サービスを言います。



【解説】

SNSとは、インターネットを利用して構築される会員制のソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のことです。誰でも加入できるもの、会員の紹介が必要なものなど様々な形態があります。会員になることで多くの人と交流することができるので、国内外を問わず人々のコミュニケーションの範囲が広がっています。

しかしその一方で、児童生徒の仲間同士の関係をこじらせるインターネットでの「いじめ」「仲間外し」等が、主に若年層の間で人権上の問題になっています。また、誰でも簡単に情報を発信できる利点の一方で、災害発生時等にデマを拡散させるなどの問題もあり、利用する人のモラルが問われています。さらに、過度に他者とのつながりを意識するあまりSNS依存症に陥ったり、一方的につなかりを強要する行為などが問題になることもあります。



Q3：匿名でインターネットに書き込んだ場合、個人は特定されませんか？

A3：匿名で書き込んでも、特定されます。



【解説】

匿名性には、誰でも自由に率直な意見が言えるというメリットと、発言が過激になる傾向があるというデメリットがあります。

インターネットにおける匿名性を悪用したいじめや個人の発言に対する誹謗中傷など、様々な社会問題が起こっています。特に、中高生においては、SNSや掲示板がいじめの場となってしまうことが少なくありません。

しかし、個人情報の開示を必要とする条件が整えば、プロバイダは、個人情報を警察に提供しなければなりません。よって、匿名であっても、投稿をした個人を特定することは可能です。



Q4：「なりすまし」とは何ですか？

A4：他の利用者のふりをして行う不正行為のことです。



【解説】

インターネット上に投稿されている情報などを無断で利用し、他人のアカウントを作成すること、あるいは他人のアカウントを自分が所持者であるように装う行為のことです。

「なりすまし」に当たる行為

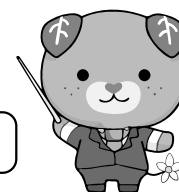
- ・ なりすましたアカウントで不適切な発言を行い、相手の価値を下げる。
- ・ 別サイトの写真を勝手にコピーして本人になりすまして拡散する。
- ・ 友人同士で共有していた写真を友人になりすまして投稿する。
- ・ アカウントの乗っ取りをねらい、人気bot^(※)の作成者になりすます。

(※人間に代わって作業を行うコンピュータープログラムの総称)

なりすまされた本人の名誉が毀損^{きそん}された、信用が失われた、あるいは企業や団体の業務やサービスに支障をきたした場合などは、「名誉棄損罪」や「信用毀損罪」、「業務妨害罪」などの罪に問われることがあります。



**Q5：インターネット情報の削除を依頼するには、
どうすればよいですか？**



A5：サイトの管理者などに情報の削除依頼をしましょう。

【解説】

インターネット上に、個人情報や誹謗中傷の書き込みがされているのを発見した場合には、書き込みに関する証拠(サービス名、URL、書き込み番号等)をスクリーンショット等で保存した上で、サイトの管理者等に削除依頼ができます。

自分で対応するのが不安な場合は、専門の相談窓口にお問い合わせすることもできます。削除依頼の詳しい手順や相談窓口は、以下の機関等を参考にしてください。

- 愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 089-934-0110 (代表)
- 愛媛県人権啓発センター(県庁人権対策課内) 089-941-8037
- 法務省インターネット人権相談受付窓口
(インターネットで相談内容を送付後、メール等により回答)
- 違法・有害情報相談センター
(利用登録後、メールもしくは電話で相談)



Q6：「プロバイダ責任制限法」とは何ですか？



A6：プロバイダの責任や情報の開示について定めた法律です。

【解説】

プロバイダとは、インターネットへの接続サービスを提供する事業者のことです。「プロバイダ責任制限法」は、インターネット上で人権侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて定めた法律です。

被害者は、明らかに人権が侵害されているような場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます。

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利を不当に侵害しているときには、削除したことについて発信者から責任を問われることはありません。

この法律により、プロバイダの責任の範囲が明確になり、問題とされる情報に対してプロバイダが適切な対応をとることが促されます。一方で、この法律を含めた現在の法制度では限界があり、削除が困難な場合があることが課題となっています。

【基礎知識編】

Ⅲ 北朝鮮による拉致問題

1 拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いがもたれています。日本政府はこれまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致の可能性を否定しきれない事実があり、本県でも該当する方がいらっしゃいます。

1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮は頑なに否定し続けました。2002（平成14）年9月に北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

北朝鮮による日本人の拉致は、許すことのできない国家的犯罪であり、我が国の国家主権と国民の生命及び安全に関わる重大な人権問題です。

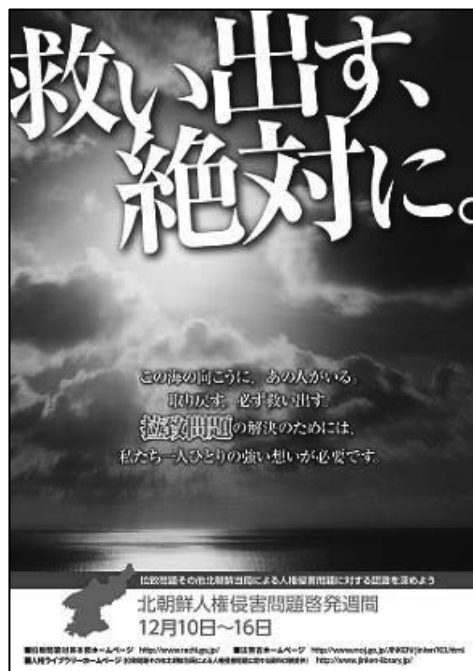
2 人権問題としての「拉致問題」 ～なぜ、人権問題なのか～

人権・同和教育は、人々の偏見や差別意識を解消することによって、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図ってきました。拉致問題も重大な人権侵害であり、一日も早い解決が望まれます。

しかし、この問題は国家による犯罪行為という特異な人権問題であるため、他の人権問題のように人々の意識を変えるだけでは簡単に解決できない内容が含まれていることも事実です。

だからと言って、手をこまねいて見ているだけでは、何も解決しません。どんな人権問題も、その問題を正しく知り、関心をもつことが問題解決へのスタートになります。

その際、拉致問題は北朝鮮という国家の犯罪であり、北朝鮮の国民や在日朝鮮人の人々には責任はないということを押さえ、教育の中立性に配慮するとともに、新たな差別や排除が起こらないよう留意する必要があります。



3 特定失踪者家族の思い



特定失踪者家族の皆さん（左から長島さん、二宮さん、大政さん）

日本には、政府に認定された拉致被害者（17名）のほか、北朝鮮に拉致された可能性の高い特定失踪者もいます。

本県では、大政由美さん、二宮喜一さん、山下綾子さんが該当します。

おおまさ えつこ おおまさ ゆ み
大政 悦子さん（大政 由美さんの母）

本年6月、米朝首脳会談のニュースが流れ、「やっと一歩動き出す」と期待をもちました。また10月27日、北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」の共同公開収録が愛媛県で行われ、「由美、必ず助け出します。強い心を持って、頑張ってください。」とメッセージを送りました。目的は「全員取り返す」この一つです。どうか皆さん、これからのますますの御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。（H30.12.11 拉致問題を考える研修会）

にのみや えつお にのみや きいち
二宮 悦雄さん（二宮 喜一さんの兄）

本日は、大勢の方にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。
弟も失踪しまして40数年経ちます。未だに忘れたことはありません。どうか、皆様、御協力をお願いいたします。（H20.7.6 国民大集会in愛媛）

ながしま きよし やました あやこ
長島 清志さん（山下 綾子さんの従兄弟）

山下綾子は、今治市内の病院に勤めておりましたが、通勤に使っておった自転車を今治駅に置きまして、突然姿が見えなくなったわけでございます。

以来、もう40年、探し続けております。今年も一年、いろいろな所に出かけて、手がかりを探しましたが、全くありません。こんなに悲しいことがこんなに長く続くとは思いませんでした。

どうか皆さんの御協力をいただいて、一時も早く全員が帰って来れるようにしたいと念願しております。よろしくお願い申し上げます。

（H28.12.14 拉致問題を考える研修会）

【愛媛県保健福祉部長寿介護課資料参照】

- ◇ 家族のみなさんの訴えのなかには、北朝鮮への怒りもありますが、最も強い思いは、「何の理由もなく、忽然と連れ去られた我が子を、肉親を、ただ返して欲しい。元気なうちに抱きしめてあげたい」という、親や親族としての当たり前前の思いなのです。



家族の思いに寄り添い、
共に歩いていくことが大切です。

4 拉致問題の主な動き(愛媛県を含む)

太字は愛媛県関係

1970～1980年代	多くの日本人が不自然な形で行方不明
1990年代	政府は、北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮は頑 ^{かたくな} に否定
1997年(H9) 3月	「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」結成
2002年(H14) 9月 10月	第1回日朝首脳会談を開催。北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、公式に謝罪 愛媛県議会で「日朝国交正常化交渉の再開と日本人拉致事件の優先的且つ徹底的な全容解明に関する意見書」を議決(以後、同様の意見書等を採用) 5名の拉致被害者が帰国
2003年(H15) 3月 7月	北朝鮮による拉致問題を考える愛媛県民会議(救う会愛媛)発足 拉致問題を考える県民大集会を開催(救う会愛媛主催)
2004年(H16) 5月	第2回日朝首脳会談が開催され、拉致被害者の家族5人が帰国 北朝鮮による拉致を考える県民大集会を松山、伊予両市で開催
2006年(H18) 6月 9月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)制定 拉致問題対策本部設置 県HPで本県出身特定失踪者の情報提供の呼びかけを開始
2007年(H19) 6月	北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」で知事のメッセージを送る
2008年(H20) 7月	「すべての拉致被害者を救出するぞ! 国民大集会in愛媛」集会を松山で開催
2009年(H21) 6月 12月	国連総会本会議で、北朝鮮に対し、拉致問題を早急に解決することを強く求める決議を採用 県長寿介護課により、「拉致問題を考える研修会」開催、以後毎年開催
2013年(H25) 1月 3月	拉致問題対策本部の会合において「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」の決定 国連人権理事会で北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の設置を決定
2014年(H26) 3月 4月	横田さん夫妻とキム・ウンギョンさん(めぐみさんの娘)との面会(於:ウランバートル) 拉致被害者家族とオバマ米大統領との面談
2015年(H27) 9月	国連人権理事会で「北朝鮮の人権状況に関するパネルディスカッション」開催(於:ジュネーブ)
2016年(H28) 3月 5月	県議会において北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急かつ包括的な解決を求める意見書提出 G7伊勢志摩・サミットの成果文書に拉致問題を明記
2017年(H29) 11月	映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 人権作文コンクール2017 高等学校の部最優秀賞受賞
2018年(H30) 10月	拉致問題啓発舞台劇公演 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 人権作文コンクール2018 高等学校の部最優秀賞受賞

小学校 道徳 アニメ「めぐみ」

資料について

1977（昭和52）年に中学生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです。



ねらい（C 公正、公平、社会正義）

めぐみさんに対する両親の思いに共感させ、誰もが安心して生活できる社会をつくっていかうとする心情を高めます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 自分の大切な家族が、ある日突然いなくなったらどんな気持ちになるでしょう。 ○ めぐみさんが突然いなくなった時、両親はどんな気持ちだったのでしょうか。 ○ 街頭で救出を呼びかける両親は、どんな気持ちだったでしょう。 ○ なぜ人々はピラを受け取らなかったのでしょうか。 ○ 「めぐみのことを愛してくださった皆様に感謝します」という言葉をどう思いますか。 ○ この学習をとおして、自分の生活を振り返りましょう。	・ 社会科で学習した拉致問題について確認します。 ・ 拉致によって引き裂かれた我が子と思う両親の悲痛な気持ちを想像させます。 ・ 全国各地を巡り、この問題への正しい理解と協力を求めて活動する両親の姿に共感させるとともに、「自分のこと」として関心をもつことの必要感を高めます。 ・ 両親の思いに寄り添い、支えてくれた人々に対する感謝の言葉であることに気付かせます。 ・ 誰もが安心して生活できる社会の実現に向けて取り組もうとする心情を高めます。

留意事項

- ・ 国民が拉致問題に関心をもつことがこの問題の解決には欠かせないことを踏まえ、社会科等において拉致問題に対する学習との関連を図ることでより効果的な学習につなげましょう。
- ・ 拉致問題は、北朝鮮の国家による人権侵害であることを押さえ、朝鮮につながりのある人や北朝鮮で暮らす一般市民の人権への十分な配慮が必要であり、新たな差別や排除が起こらないように適切な指導が求められます。
- ・ 指導内容については、教職員間で十分協議し、本県における特定失踪者の家族の思い（P20）を引用するなど、児童・保護者・地域の実態に応じて共通理解を図ることが必要です。

出典・参考資料

- ・ 映像資料 アニメ「めぐみ」（25分）（企画・制作：政府拉致問題対策本部）
- ・ 人権・同和教育だより第95号（2018年3月改訂）幸せへの道「拉致問題の解決に向けて」（愛媛県教育委員会）

中学校 学級活動

「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」

資料について

1977（昭和52）年に中学生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮により拉致された事件をもとに、残された家族の苦悩や懸命な救出活動、母親・早紀江さんが思い続けてきたこと、心の叫びを映像とインタビューで構成した34分のドキュメンタリーです。

ねらい

拉致によって引き裂かれた家族の心の痛みや叫びに共感させ、拉致問題の解決に向けて共に歩んでいこうとする意欲や態度を育てます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 「拉致」という言葉からどのようなことを連想しますか。 ○ DVDを視聴して、どんなことを感じましたか。 ○ 母親・早紀江さんの心の叫びを聴いてどう思いましたか。 ○ 拉致問題解決のために自分にできることはどんなことでしょうか。	・ 「拉致」という行為に対する憤りをもたせるとともに、この問題の背景を正しく認識することの重要性を押さえます。 ・ 拉致によって引き裂かれた家族の悲痛な気持ちを考えさせます。 ・ 拉致問題の解決に向けて、自ら立ち上がった拉致被害者家族の思いに共感させます。 ・ ブルーリボン運動など、国や県で行っていることを紹介します。 ・ 拉致問題への関心と認識を深め、解決に向けて自分にできることを考えさせます。

留意事項

- ・ 国民が拉致問題に関心をもつことがこの問題の解決には欠かせないことを踏まえ、社会科等において拉致問題に対する理解を深めたうえで学習するのが効果的です。
- ・ DVD資料を視聴して話し合い、拉致問題の解決に向けて自分に何ができるかを考えさせるために、2時間扱いで学習するのが効果的です。
- ・ 教職員間で十分協議し、生徒・保護者・地域の実態に応じて指導内容について共通理解を図り、新たな人権侵害を生まない配慮が必要です。



出典・参考資料

- ・ 映像資料「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」（34分）
（製作：「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」製作委員会 後援：政府拉致問題対策本部）
- ・ 人権・同和教育だより第95号（2018年3月改訂）幸せへの道「拉致問題の解決に向けて」（愛媛県教育委員会）

高等学校 人権作文「拉致問題解決への一歩」から

資料について

愛媛県の高校生の人権作文「拉致問題解決への一歩」は、平成29年度の政府拉致問題対策本部が募集した拉致問題に関する人権作文コンクールで最優秀賞を受賞しました。拉致問題の解決のために、拉致被害者とその家族の気持ちに寄り添い、日常生活の中での小さな取組の大切さを訴えています。

ねらい

北朝鮮による拉致問題に対する理解と関心を高め、高校生としてこの問題の解決に向けて主体的に関わっていこうとする意欲や態度を育てます。

展開例

① 「拉致問題とはどのような問題か」について考えます。

○ 小・中学校での学習を思い出させるとともに、拉致問題の背景や経緯について資料等をもとに確認させます。

② アニメ「めぐみ」「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか！」のなかで、特に印象に残っていることについて考えます。

○ 視聴した生徒に感想や意見を発表させ、被害者やその家族の思いについて考えさせます。

③ 人権作文を読んで、共感したところを確認します。

○ 作者の思いや主張から、日常生活での取組の大切さに気付かせます。

④ 拉致問題の解決のために必要なことについて考えます。

○ 拉致問題への関心を高めるとともに、どのような形で自分が関わっていけるかについて考えさせます。

留意事項

- ・ 個別の人権課題を扱う場合、その課題の当事者等になっている生徒やその保護者がいることを想定して、十分な配慮を行う必要があります。

出典・参考資料

- ・ 人権・同和教育だより第95号（2018年3月改訂）幸せへの道「拉致問題の解決に向けて」（愛媛県教育委員会）

人権作文「拉致問題解決への一歩」

「私たちは、この問題を忘れてはならない」それは、拉致被害者の家族の願いです。

拉致被害者を題材にしたDVD「めぐみ」を視聴しました。横田滋さんと早紀江さんがたくさんの方の力を借りて拉致問題を解決しようと街頭で精力的に活動している姿から、娘を取り戻すという強い思いを感じました。また一方で、被害者の家族が、この問題が解決されず時間だけが過ぎ去っていく不安を抱えているとも思いました。

また、「めぐみへの手紙」という新聞記事も読みました。その中に、横田めぐみさんの御両親の「必ず日本に帰って、新しい写真撮ろうね」という言葉に胸が詰まる思いがしました。めぐみさんの父・滋さんが、四十年前に中学校の学生服を着ためぐみさんの写真を撮りましたが、めぐみさんはその年の冬に拉致されました。めぐみさんと一緒に日本で過ごしたいと強く願う親の気持ちが強く感じられました。

拉致問題は、我が国の国民的課題です。この解決には、国民一人ひとりがこの問題に関心を持ち、世論を高めて拉致問題の解決の必要性を国内外に訴えなければなりません。なぜなら、国民が拉致問題を重要視しなかったら、北朝鮮との交渉で拉致被害者を取り返すという日本の意思が弱いと北朝鮮に思われる可能性があるからです。

拉致問題に関心をもつということは、拉致被害者や被害者の家族が辛い思いをしていることに気づき、その人たちに寄り添うことです。私たちは、身近な人に同じような気づきや寄り添いができているでしょうか。もし、そうでなければ、遠いところにいる被害者の方に関心をもつことなどできません。

自分自身のことを振り返ると、近くにいる友人がその場でどんな手助けが必要かに気付いて、もっと手助けができるのではないかと反省することがあります。

私自身、拉致問題への関心をもっと高めたいと思っています。そのためには、まず、身近な人にもっと関心をもたなければなりません。私が学んでいる特別支援学校には、障がいのある人が身近にいます。その人たちがどんな願いをもち、どんな生活をしたいか、また、どんな場面でどんな支援を必要としているかを考えてそれに気付くよう努めたいです。このことが、拉致被害者やその家族への関心を高めることにつながると思います。

また、毎日朝の会で行っている一分間スピーチで、拉致問題について話すつもりです。そうすることで、私自身この問題への関心をより高められるし、周りの人たちにこの問題に関心をもってもらいやすくなります。

拉致問題の解決には、一人ひとりのこのような小さな取組が必要です。できることから少しずつ行動を起こしたいと思います。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール入賞作品集」

(政府拉致問題対策本部 2017 年)



Q 1 : ブルーリボンとは何ですか？

A 1 : 拉致問題の解決を目指す運動の中で生まれたリボンです。

【解説】

北朝鮮による拉致被害者の生存と救出への願いを込めたリボンです。ブルーという色は、北朝鮮と日本を隔てる日本海の海と、拉致被害者と日本を唯一つなげている空の色を示しており、一刻も早い拉致問題の解決を願う象徴となっています。ブルーリボンの意味することの周知と普及を進め、社会全体の拉致問題への理解と関心を高めていくことが大切です。



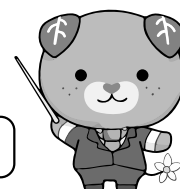
Q 2 : 拉致問題は解決に向けて進展していますか？

A 2 : あまり進んでいません。さらに国民の不断の努力が必要です。

【解説】

2002（平成14）年9月に北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だに北朝鮮から納得のいく説明はありません。政府は拉致問題の解決には以下の三つを実現する必要があるという見解を出しています。

- ① 全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
- ② 北朝鮮が、拉致被害の真相を明らかにすること。
- ③ 北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。



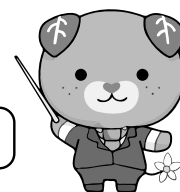
Q 3 : 拉致被害者はどのくらいいるのですか？

A 3 : 拉致の可能性を否定しきれない人は多数おられます。

【解説】

日本政府が北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は帰国を果たしましたが、残りの12名は帰国できていません。

このほかにも、拉致の可能性を排除できない行方不明者（特定失踪者）も多数に上り、2017（平成29）年4月1日現在で883名となっています。政府は国内外からの情報収集や調査を続けており、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう北朝鮮に求めています。今後も粘り強い取組を続けていく必要があります。





Q 4：日本政府は、どんな対応をしているのですか？



A 4：拉致問題対策本部を設置し、総合的な対策を推進しています。

【解説】

日本政府は、2006（平成18）年に総理大臣を本部長、官房長官兼拉致問題担当大臣を副本部長、他の全閣僚を本部員として、拉致問題に関する総合的な対策を推進する拉致問題対策本部を設置しています。同年、「拉致問題その他北朝鮮による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が成立し、国民に広くこの問題についての関心と認識を深めるために毎年12月10日～16日までを啓発週間としています。また、全ての学校にアニメ「めぐみ」を配付したり、作文を募集したりするなど、児童生徒にもこの問題への関心を高めるための活動を行っています。



Q 5：国際社会では、どんな動きがあるのですか？



A 5：国連総会本会議で、北朝鮮に対し、拉致問題を早急に解決することを強く求める決議を採択しています。（10年以上連続）

【解説】

北朝鮮による拉致被害者は、日本人だけではなく、日本へ帰国した拉致被害者などの証言等で、タイ、ルーマニア、レバノン等の日本以外の国でも北朝鮮に拉致された可能性のある人々が存在することが分かり、国内外の関心が高まっています。

これまでに、国連総会本会議では、北朝鮮に対し、拉致問題を早急に解決することを強く求める決議を採択しています。国連人権理事会では、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の設置を決定したり、「北朝鮮の人権状況に関するパネルディスカッション」を開催したりしています。



Q 6：愛媛県では、どんな取組をしているのですか？



A 6：「救う会愛媛」を結成し、啓発活動を推進しています。

【解説】

愛媛県では、2003（平成15）年に「北朝鮮による拉致問題を考える愛媛県民会議（救う会愛媛）」を結成し、他の関係団体と連携しながら啓発活動を進めています。12月の啓発週間には、「拉致問題を考える集い」の開催や各種メディアによる広報等、様々な活動を行っています。2018（平成30）年には、北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」でメッセージを送りました。県内の学校では、アニメ「めぐみ」や、県教育委員会作成の資料等を活用し、教育・啓発の充実に努めています。

出典・参考資料

- ・北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて（平成30年7月）（政府拉致問題対策本部）

IV 被災者

1 災害と人権問題

戦後初めての都市直下型地震「阪神・淡路大震災-1995（平成7）年1月17日、震度7-」、国内観測史上最大の津波（最大40m）を伴い東北・関東地方を中心とする広範囲に甚大な被害をもたらした「東日本大震災 -2011（平成22）年3月11日、震度7-」と、未曾有の巨大地震が発生しました。その後も中越、熊本、北海道などで地震災害が頻発しています。

また、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害等が相次いで起こり、「西日本豪雨災害 -2018（平成30）年7月-」は、西日本15府県で200名以上の死者が出る記録的豪雨災害となり、本県でも広範囲で土砂災害や浸水が発生し、多くの被害をもたらしました。

このような災害を通して人権課題が明らかとなり、その対策が求められています。大規模な災害によって多くの命が危険にさらされ、人々の暮らしの全てが奪われ、差別や偏見によって苦しむ人もいます。「東日本大震災」では、福島原子力発電所事故により、避難生活が続く被災者がいます。情報不足やデマなどにより、被災地の農業・水産業・酪農業が受けた風評被害があります。また、避難者への誤った認識から、ホテルでの宿泊拒否やガソリンの給油拒否、避難先の学校でのいじめなど、様々な人権問題が発生しています。一方、避難時における要配慮者^{（※1）}、避難行動要支援者^{（※2）}、日本語の理解が十分でない外国人への配慮不足も課題となっています。

災害と人権問題とは切り離せない関係にあります。災害時においても人権に配慮した対応が重要であることから、2015（平成27）年3月に施行された愛媛県人権施策基本方針〔第二次改訂版〕では、「被災者」が重要課題の一つとして追加されました。

今後発生するであろう「南海トラフ巨大地震」による愛媛県独自の被害想定では、最大震度は7、死者は最大で約1万6千人、全壊家屋は約24万4千棟となるなど、本県がかつて経験したことのない甚大な被害が予想されます。ここでは、生命や身体を守るための取組とともに、互いの人権に配慮した対応が求められます。

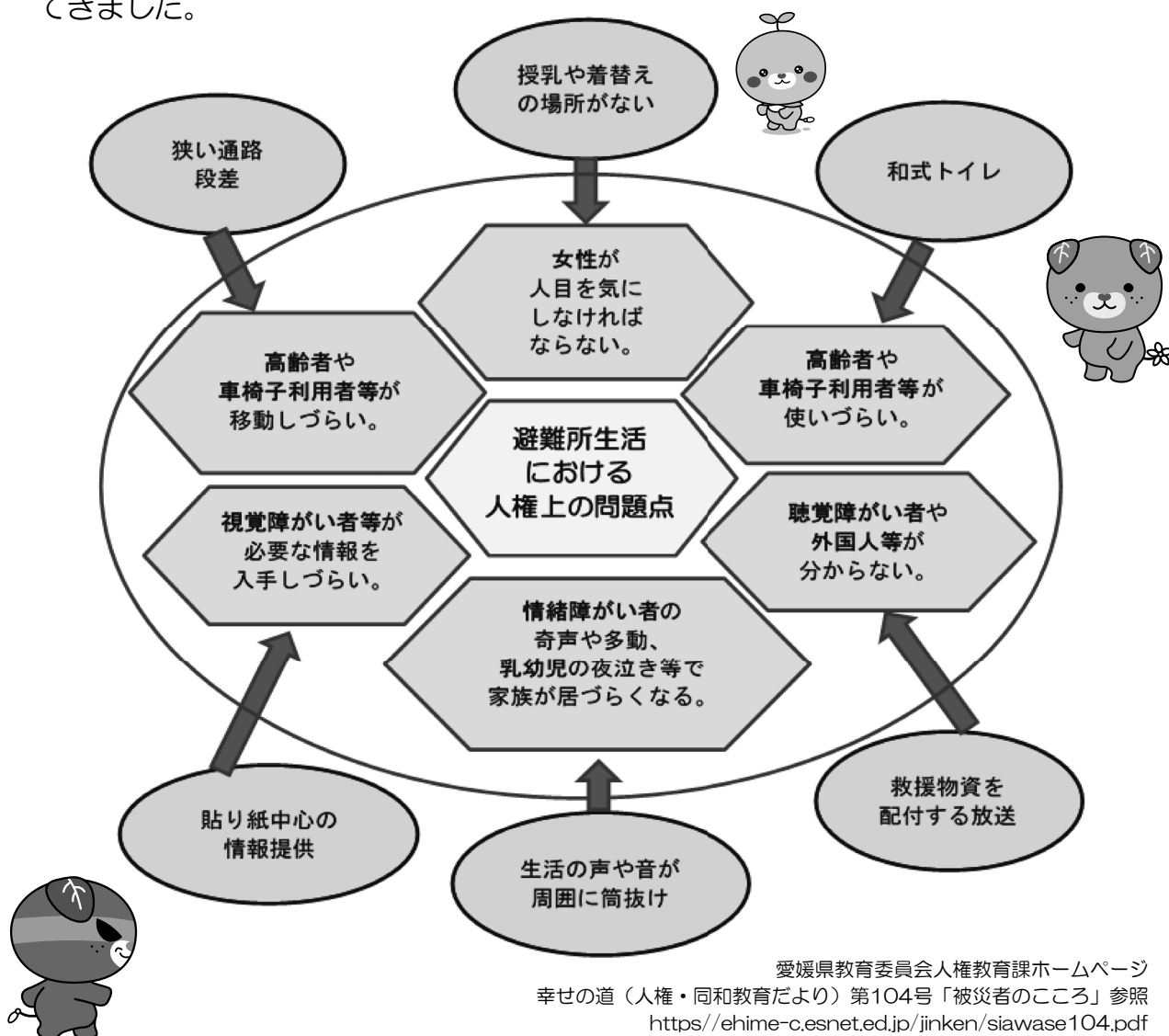
そこで、要配慮者等への支援の在り方や災害時の人権上の課題について理解を深めるとともに、今後、県内でも災害が発生したとき、人権尊重の立場でどのような配慮をし、具体的にどう行動すべきかについて、考え、適切に対応する力を平時から身に付け、一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要です。

※1 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、難病患者、妊産婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者

※2 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
（平成25年度「愛媛県地域防災計画の修正概要」より）

2 避難所生活における人権上の問題点

これまで、避難所での生活においては、下のような様々な人権上の問題が指摘されてきました。



西日本豪雨における県内の避難所生活でも、「張り出された情報の文字が小さくて見えづらい」「小さい子どもがおり、周りに迷惑をかけてしまわないか気掛かりで安心できない」などの問題が浮かび上がっています。

「全ての人の人権が守られる避難所にするためにどうすればいいのか」、今後避難所生活で起こりうる問題について、自分のこととして考える必要があります。

- ☆ 災害時においても互いの人権を尊重し行動しましょう。
- ☆ 同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことに気付きましょう。
- ☆ 被災者への必要な配慮に対する「ねたみ意識」が人権侵害につながることを理解しましょう。
- ☆ 個々の課題を解決することが、全ての人の生活を豊かにすることにつながることを理解しましょう。

3 風評による人権侵害

根拠のない噂を「風評」と言います。風評による偏見は、人権侵害につながります。過去には、風評を信じることにより、人の命が奪われたり、被災者が差別やいじめを受けるなど様々な問題が生じています。このように、災害時における風評被害は、新しい人権問題となっています。

(1) 風評により人の命が奪われることも

戦争や大震災のような災害時に、差別は露骨に私たちの前にその姿を現します。歴史をさかのぼってみると、1923年の関東大震災後におきた朝鮮や中国の人々に対する殺傷事件は、自然災害が人為的な殺傷行為を大規模に誘発した例として日本の災害史上、他に例を見ないものでした。風評による人権侵害は、人の命にも関わる重大な問題です。

(2) 福島原発事故の時にも

2011年の東日本大震災後、被災者、中でも放射能に関する風評により、避難者は、様々な人権侵害を受けました。震災から年月が経ち、内的な問題を抱える被災者のことは理解されず、自力で立ち上がれない人が抱える問題は深刻化してもなかなか表面に出てきません。現実にある差別は、見ようとしなければ見えない状況になっています。

(3) 無責任な風評がネットで拡散される

近年、ネット上では被災の混乱に乗じた心ない書き込みが後を絶ちません。平成28年の熊本地震の際には、SNS上にライオンやシマウマが逃げ出したといったフェイクニュースや差別書き込みなどが拡散して問題になりました。フェイクニュースは、1時間で2万人以上に拡散され、動物園には100件以上の問い合わせがあったそうです。また、平成30年の大阪北部地震の際にも、同様の事例が発生しています。

無責任な風評の拡散は、被災地に大きな不安を広げることになります。

(4) 風評による人権侵害をなくすためには

ア 差別を見抜く

災害が起こると、人々は混乱し、冷静さを失い、心身ともに疲れてしまいます。そういう状況で、風評による人権侵害が起こります。風評は、それが「誤り」であると本人が気付くまでは、「真実」です。さらに、情報不足による無知と無関心は偏見を生み、心の壁をつくれます。そういう時こそ、「人権」に立ち返って考えることが大切になります。差別は見ようとしなければ見えません。普段から人権感覚を磨き、正しい知識や判断能力を身に付けましょう。

イ 差別をなくすために正確な情報を発信する

正確な情報を積極的に発信することが風評による人権侵害を防止することにつながります。一方で、差別を恐れてカミングアウトできない被災者や避難者がいるこ

とも事実です。近年では、被災の当事者であるなしに関わらず、差別をなくすために立ち向かい、声を上げるという動きが出てきました。こうしたネットワークを形成することが、風評や偏見による差別の拡大を抑制する成果を上げています。例えば、プロサッカーチームが風評被害の苦しみを共に乗り越えようというメッセージをインターネット上に動画で発表しました。また、文部科学大臣は、被災児童生徒のいじめを防ぐために必要なことを具体的に伝えるメッセージを、児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会や学校の関係者等に向けて発表し、地域全体の啓発に努めました。

（児童生徒の皆さんへ）

東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」といいます。）の方へのいじめが起きています。震災や避難生活によりつらい思いをされている方を、さらに傷つける行為は、決してあってはならないと思います。

東日本大震災から6年がたちました。現在でも、震災により受けた被害や傷をかかえながら過ごされている方、ふるさとをはなれて避難生活を送られている方が多くいらっしゃいます。その方々は、つらい経験乗り越え、未来に向かって、日々、一生懸命頑張っておられます。皆さんのまわりにも、同じように頑張っている学校に通っている友達がいると思います。

いじめを防ぐためには、相手の立場になって思いやりをもって行動することが必要です。震災を経験して、ふるさとを離れてなれない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方によりそい、一緒に支え合いながら学校生活を送ってほしいと思います。また、放射線について科学的に理解することも大事なことです。そうすれば、皆さんが、こうした友達へのいじめをする側にも、見て見ぬふりをする側にもならず、いじめをなくすことができると私は信じています。

このことは、被災児童生徒の方へのいじめに限ることではありません。全てのいじめについても同じことが言えます。新学期を迎え、皆さんが、相手の立場になって思いやりをもって行動し、その結果、いじめが学校からなくなることを心から期待します。

平成29年4月11日
文部科学大臣

ウ 私にもできること

私たちにできることは、福島県の現実学ぶことです。東日本大震災による地震・津波被害や、原子力発電所の事故を経験した福島県だからこそ、出会いと学びの場があります。福島県のありのままの姿を見て、震災を乗り越えてきた人たちとの出会いと対話から希望を見つけていく。そのようなホープツーリズム^(※)も行われています。被災者や避難者への差別を解消するためには、自らが出会いと学びを通して、被災者や避難者の思いや暮らしを知ることです。当事者の顔と名前が浮かべば、風評に惑わされることなく、自らが正しく判断し行動することができるはずです。

※ ホープツーリズム…福島県は、復興に向け挑戦する人たちとの出会いや福島県のありのままの姿を実際に見て、聴いて、学んで、希望を見つけてもらう「ホープツーリズム」の活動を推進しています（詳細については、「中学生・高校生のための 放射線副読本」（文部科学省 平成30年9月）等を参照してください）。

小学校 道徳 「代われるものなら」

資料について

この資料は、ようやく授かった我が子を阪神・淡路大震災で亡くし、自分の命に代えてでも生き返ってほしいという親の願いや今も変わらず愛しているという思いを伝える実話です。突然の死という出来事から、命の尊さを考えたり、自己の生き方について見つめ直したりすることができます。また、自分がかげがえのない存在であることを自覚することで、他者の命そして生き方もかけがえのないものとして大切にしようとする気持ちを育むことができます。

ねらい（D 生命の尊さ）

一人ひとりがかけがえのない存在であることを知り、自他の命や生き方を大切にして、よりよく生きようとする心情を育てます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 今、大切にしていることは何ですか。 ○ 教材を読んで、母親の気持ちを考えましょう。 ・おなかを切ると決めたとき ・心臓マッサージを続けたとき ・手紙に込めた思い ・なぜホームページを作ろうと思ったのか ○ 自分の生活を振り返りましょう。	・今の自分を見つめ、ねらいとする価値への方向付けを図ります。 ・様々な困難を乗り越えて誕生した命は、何ものにも代え難いものだということを感じ取らせます。 ・親の子どもに対する深い愛情に迫りながら、命は一つであり、自分もかけがえのない存在であることに気付かせます。 ・自他の命の重みについてしっかりと考えさせ、自分や人を大切にしてよりよく生きようとする前向きな思いをもたせます。

留意事項

- ・ 実話であり、被災の様子を生々しく伝えているので、資料の内容や提示の仕方等について配慮し、暗さや悲惨さを強調しすぎないように配慮する必要があります。
- ・ 命の尊さ、家族とのつながりなどについて考えさせながら、他者の命や生き方を受容し、尊重する気持ちを育むことが大切です。

出典・参考資料

- ・ 「愛」ある愛媛の道徳—小学校5、6年生—（愛媛県教育委員会）P57～60
- ・ 「愛」ある愛媛の道徳 小学校用 指導の手引（愛媛県教育委員会）

「被災地との交流」 伊方町立三崎中学校

交流タイムズ

伊方町立三崎中学校は、宮城県気仙沼市立大谷中学校との交流を続けています。

1 交流の始まり

平成23年3

月、東日本大震

災直後に三崎中



は被災地へ毛布や衣類、義援金などと一緒に応援メッセージを送りました。その3か月後の6月、被災地である気仙沼市の大谷中学校から思いがけず手紙が届きました。被災地の様子や大谷中生徒の思いを知り、すぐに、平和と希望のシンボルである千羽鶴を送ろうという「おりづるの旅プロジェクト」が、生徒会を中心にして立ち上げられました。

2 さつまいもプロジェクト

オレンジプロジェクト

震災から5か月後の8月、地域の方と協力して、地域の特産

物のさつまいもを大谷中に送ろうという提案がありました。11月の文化祭で、写真パネルや収穫されたさつまいもを通して被災地支援の取組を伝え、参加者に協力をお願いしました。

「さつまいもプロジェクト」

に取り組んだ生徒たちから、「私たちのふるさとが誇る柑橘を大谷中学校のみんなにぜひ食べてもらいたい」という意見があり、平成25年2月、各家庭の協力のもと「オレンジプロジェクト」が始まりました。生徒が手伝いをして分けてもらったものを持ち寄ったり、知り合いの方に呼びかけて分けていただいたりした柑橘は16箱240kgにもなりました。

3 『さみの笑顔に逢いたくて』

様々な取組は、新聞等にも度々取り上げられました。それに地元出身のフォーク歌手「サスケ」さんが共感され、生徒たちの新聞投稿をもとにして『さ

みの笑顔に逢いたくて』という歌を作詞・作曲し、三崎中を訪れて発表していただきました。生徒たちは自分たちの活動や思いが詰まった歌を感慨深げに聞いていました。今では、文化祭や式典など様々な場面で歌われる人と人との絆をテーマとした三崎中のソウルソングとなっています。

4 支援から交流へ

平成23年12月、大谷中学校から「ふゆみずたんぼ大谷っ子米」25kgが届きました。大津波により塩水に浸かり、土砂や瓦が散乱した田んぼをボラnteアの手も借りながらみんなの力で復興させ、収穫したという取組に大きな感動と勇気をいただきました。これ以降、毎年たくさんの大谷っ子米や海産物、多くの手紙や学習・生徒会の様子が記録されたDVDが届けられています。

支援する側と支援される側と

いう一方通行的な関係ではなく、互いの良さを届け合うという双方向的な関係が続いています。



大谷中に送った千羽鶴

【他校の交流情報】

八幡浜市立真穴小・中学校や川上小学校では、平成24年12月から毎年、宮城県亘理郡山元町の小・中学校に、「愛のみかん運動」の一環として、みかんに手紙を添えて送っています。交流先の生徒会からは、手紙や写真を送っていただいています。他にも様々な学校が交流を続けています。

高等学校・社会教育 「Aさんの悩みにこたえて」

ねらい

東日本大震災の被災者に対する風評による偏見や差別は、重大な人権侵害であることを理解させ、差別を解消することが私たちの責務であることを自覚させるとともに、今、私にできることを具体的に考えさせます。

展開例

① 風評による偏見や差別に苦しむ人に向き合います。

- Aさんの相談に対して、自分ならどのようにこたえるかを書きます。（ワークシート①）
- Aさんが、なぜ周囲に福島から来たことを話せないのか、なぜ自分に対してカミングアウトしたのか、その意味を考えます。

② お互いの意見を交換し、みんなで考えます。

- 4～5名のグループで、司会者を決め意見を交換します。（ワークシート②）
- グループで発表者を決め、意見を集約して全体で発表します。
- どう対応するかにとどまらず、なぜそうするのかについて考えを深め合います。

③ 風評による差別を解消するため、私たちにできることを考えます。

- グループで、具体的に私にできることを話し合います。（ワークシート③）
- グループで発表者を決め、意見を集約して全体で発表します。
- 被災者への差別の解消は、被災者でない者の課題であることに気付かせます。

④ 教師（コーディネーター）が実践事例を紹介し、実践に学びます。

- 基礎知識編3の(4)の事例を紹介し、被災地や被災者に対して何が行われているのか、実践事例に学びます。
- 自分事として、私たちにできることを考えさせるとともに、様々な差別の解消を目指すネットワークを構築することの大切さに気付かせます。

留意事項

愛媛県内にも、西日本豪雨で被災した生徒や家族がいます。災害と人権は私たちに身近な問題です。「被災者」や「避難者」という言葉を使用する際には、常に自分の周りにはいる「人」を意識することが大切です。



「Aさんの悩みにこたえて」《ワークシート》

Aさん一家は、福島から避難して愛媛に住んでいます。今住んでいるところでは、自分たちが福島から来たことを周りに言えないでいます。周囲に自分たちのことを話して理解してほしいと思っているけど、前に住んでいたところで、いろいろ言われたのでなかなか言い出せないでいます。



Aさんのきょうだいも、周りの友達が「福島はこわい」とか「放射能がうつる」などと言っているのを聞くと、自分が福島から避難してきたということを周りに話せないと悩んでいます。自分のことを周囲に話せないのはつらいし、いじめられるのも怖い。どうしたらいいか、みんな一緒に考えて！

① 向き合おう

あなたはAさんの悩みにどのようにこたえますか。自分の考えを書こう。

② みんなで考えよう

お互いのこたえを発表しあって、意見をまとめよう。(グループ)

③ 私たちにできること

風評による差別解消に向けて、私たちにできることを考えよう。(グループ)



Q1：東日本大震災から8年経った今、被災地の現状は？

**A1：全国で避難生活を送っている人は、約6万5,000人です。
(発災当時は約47万人) (平成30年5月現在復興庁発表)**



【解説】

住まいの再建への動きが進み、仮設住宅等への入居者数はここ2年で約10万人減りました。しかし、今なお約3万人の方が、仮設住宅やみなし仮設住宅^(※)で生活しています。

交通網の整備も進んでおり、鉄道や港湾はほぼ被災前の状況に戻っていますが、道路は約6割までしか復興が進んでいません。

福島県での原発被害による帰還困難区域の対象者は、約2万4,000人います。県全体では、約4万5,000人の避難者があり、その内7割以上の方が県外に避難しています。風評の払拭に向けて、復興庁では、「知ってもらう」「食べてもらう」「来てもらう」の視点から、関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信に取り組んでいます。

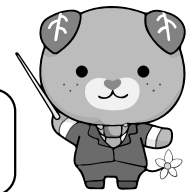
愛媛県では、岩手県、宮城県、福島県等から113人(46世帯)の方が避難され、生活しています(H30.6.1現在)。平成23年4月に避難者支援総合窓口を県庁保健福祉課に設置し、避難されている方々等の相談に応じたり、公営住宅等の提供を行ったりしています。

※ みなし仮設住宅…民間の賃貸住宅や公営住宅、雇用促進住宅や公務員宿舎等を利用した住宅のことを言います。



Q2：仮設住宅の中はどんな様子ですか？

A2：仮設住宅は、2～3人の家族用で2DK(約29.8㎡)が一般的です。



【解説】

玄関から入ると、台所、風呂、トイレがあり、4畳半ほどの部屋が2つあるものが一般的です。東日本大震災の際には、プレハブ建築であったため、屋根が薄く、エアコン等の冷暖房機器の使用が欠かせませんでした。また、壁が薄く、声や音が響きました。

仮設住宅は、一度にたくさん建てるため広い敷地の確保のために交通の便の不自由な地域に建設されることもあります。

愛媛県では平成30年7月の西日本豪雨で被災した地域に応急仮設住宅(木造)が建設されました。県産材を使い、住宅内の段差がなくなるよう工夫・改善されました。



応急仮設住宅(木造)2DK平面図 愛媛県



Q3：福祉避難所って？

A3：「福祉避難所」とは、高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して特別な配慮がなされた避難所です。



【解説】

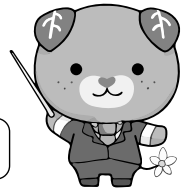
対象者は、高齢者、障がい者のほか、外国人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方で、医療機関や介護福祉施設等に入院・入所するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を設置すると費用は国が負担します。例として、相談等にあたる職員の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等の設置、紙おむつ、ストーマ（人工肛門）用装置など日常生活上の支援に必要な消耗器材の費用などがあります。

福祉避難所は、県や各市町のホームページで確認できます。災害の際、まずは住まいの近くの一般避難所に避難し、そこでの生活が困難と判断される場合に福祉避難所が開設され、必要性の高い人から優先的に移動するようになるのが一般的です。



Q4：東日本大震災から8年経った今、被災者の願いは？

A4：被災者の声より



【松川 由佳さん 20代 宮城県東松島市で津波により自宅流出】

震災直後は、「震災を忘れないでほしい」と願っていました。でも、今は、「震災を活かしてほしい」とも思っています。8年たって、ようやくインフラの整備や生活基盤の充実、町ができあがってきて、気持ち的に余裕が出てきました。自然災害が全国各地で起こっていて、今、苦しい思いをしている人が、たくさんいます。災害の大きい、小さいに関わらず、苦しい思いや失ったもの、悲しみの価値は同等だと思っています。だから、災害が起きたときは、経験を活かして一日でも早い対応と復興、その後の町の形成などに役立ててもらえたらいいなと思います。私は、震災を経験してから、人は必ず立ち直ることができると思うようになりました。また、募金やボランティアなど、何かしらの形で恩返しをしたいと思う気持ちが年々強くなりました。

やってもらったことは返したい。
同じ気持ちであれば寄り添いたい。
そして…、あったことは忘れない。

（平成30年8月14日 本人からの聞き取りによる）

